

令和 8 年度 PC 調達業務 仕様書

機器 1

No	項目	仕様	数量
1.	ノート PC	「表 1 ノート PC 仕様」を満たすこと	60 台
2.	ソフトウェア	「表 2 ソフトウェア仕様」を満たすこと	60 本

表 1 ノート PC 仕様

No	項目	仕様	備考
1.	OS	Windows 11 Pro 64bit 日本語版 (OEM プリインストール)	
2.	CPU	Intel 第 13 世代 Core i5-1334U 同等性能以上のこ と	
3.	主記憶装置	16GB 以上であること	
4.	補助記憶装置	SSD 256GB 以上であること	
5.	ディスプレイ	以下の要件を満たすこと ・ 15 インチ以上 ・ 解像度が横 1920×縦 1080 以上 ・ 非光沢(ノングレア)パネル ・ Web カメラ内蔵(本体一体型)	
6.	質量	2.3kg 以下(バッテリーを含む)であること	
7.	光学ドライブ	本体内蔵型 DVD スーパーマルチドライブを搭載する こと	
8.	USB ポート数	USB 3.1 以上 Type-A 3 ポート以上であること	
9.	外部ディスプレイ出 力	HDMI 出力端子 1 ポート RGB (15 ピン miniD-sub 3 段) 1 ポート 以上を本体に内蔵すること	
10.	入力装置	日本語 JIS 配列キーボードを搭載すること テンキー一体型であること	
11.	ポインティングデバ イス	ジェスチャーコントロール機能付きタッチパット を搭載すること。	
12.	マウス	なくてもよい	
13.	ネットワーク機能	1000BASE-T 対応	
14.	内蔵無線 LAN	Wi-Fi 6E (IEEE802.11ax) (2.4Gbps)に対応すること IEEE802.11ac/a/b/g/n 準拠であること。	
15.	内蔵有線 LAN	RJ-45 コネクタを本体に搭載していること	
16.	バッテリー	JEITA 測定基準 Ver3.0 にて動画再生時 5 時間以上駆動できること	

17.	保守	翌営業日出張修理 5 年の保守を導入すること	
18.	その他	最新機器を納品すること。 全台が同一製造会社の同一型番であること 法人向けビジネス用途モデルであること	

表 2 ソフトウェア仕様

No	項目	仕様	数量
1.	Microsoft Office LTSC Standard 2024	再イメージング権を有するボリュームライセンス (Open Value または Enterprise Agreement 等) により購入すること。 ※2026 年 7 月以降のクローニングによる端末展開を前提とする。	60 本

1. 成果物

1. 提出書類は原則として A4 判で作成すること。
2. 下記の提出を必須とする。また下記以外であっても、業務遂行のために作成した下記資料、本調達で導入するソフトウェアに関するマニュアルや技術資料等がある場合には全て提出すること。納入機器一覧には機器名称、型番、メーカー名、保証書番号、シリアル番号を含むこと。また、文書については書式および内容について町の確認を受け承認を得ること。
 - ・納入機器一覧
 - ・ライセンス証書
 - ・故障時の問い合わせ先情報
3. 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て町に帰属するものとする。町は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるのと同時に、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。

2. 一般的事項

(ア) 共通要件

1. 導入する機器は新品であること。
2. 納品時の端末起動確認を含む初期不良の動作確認をしたうえ、2026 年 7 月 17 日までに導入すること。
3. 機器の納入後、町が行う機器並びにシステム等の更改が発生した場合、町が要求する持ち得る情報の開示、協力を行うこと。
4. 会議を執り行った際には議事録を作成し 3 営業日以内に提出すること。

(イ) 一般事項

1. 受注業者は業務責任者を選定し業務従事者への指揮監督を行うとともに、業務の遂行について町との連絡調整にあたらせるものとする。

2. 業務の遂行にあたっては、町と十分に意思疎通を行い、町の指示に従うこと。
3. 町施設に出入りする際には、町に対し事前に連絡を行うこと。また、施設内で作業を行う際は、町の指示に従うこと。
4. 受注業者は、搬入等の作業の際、他の業者と関連する場合には、相互に協調し作業の便宜を図ること。
5. いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報を他に漏らさないこと。

(ウ) 契約不適合責任

1. 本事業の完成検査の日から起算して1ヶ年以内に生じた不具合については、町は本事業受注業者に対し無償で不具合の切り分け及び改善を請求することができる。ただし、不具合の原因が明らかに本事業受注業者の責任によるものではない場合は除外する。
2. 上記期間を過ぎた場合でも、明らかに本事業受注業者の責任で不具合が生じたと認められる場合は、町は本事業受注業者に対し無償で不具合の改善を請求することができる。

(エ) 検査

① 受入検査

1. 受注業者は、町の指定する様式で受入検査実施1週間前までに町の承諾を得ること。
2. 受注業者は本事業完了の1週間前までに、必ず社内検査を行い、本システムが良好に動作していることを確認しなければならない。また、検査終了後速やかに検査結果を書面にまとめ、町に提出すること。
3. 社内検査で不具合が見つかった場合は、町に連絡し、速やかに不具合の改善を行うこと。

② 完成検査

1. 検査の結果、本仕様書の通りに完成していないと町が判断した場合、納品物、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について町に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
2. 上記改修に要する費用は全て受注業者の負担とする。
3. システムが町の要求する仕様と著しく異なる場合及び本システムの完成が遅れたことにより町が損害を被った場合、町は受注業者に対し、その損害に対する費用を請求できる。

③ その他検査

1. 上記に定める以外の検査であっても、本システム完成に関わる検査については、受注業者はこれに対応しなければならない。

(オ) その他事項

1. 本仕様書に明記していない事項であっても、本システムの運用及び機能上当然具備すべき事項は、これを充足すること。
2. 納品時端末起動チェックを実施すること。
3. 本事業の実施に当たり建築物及び機器等に損傷を与えた場合は、速やかに町と協議のうえ、受注業者の負担で復旧すること。
4. 本事業の完成に際しては、作業現場の後片付け及び清掃を十分に行うこと。
5. 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三宅町条例第10号)第3条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となる。

6. 仕様に関しては「別紙 ノート PC 仕様 確認書」を用い、適合しているか確認する事。確認書は納品時に完了報告と共に提出する事
7. 同等品協議については「別紙 ノート PC 仕様 確認書」内の協議欄に記載の上、質問受け付け提出期限までに提出する事